

「あさひ、だいすき♪旭区検定」実行委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 旭区の歴史や地域資源などの各種の魅力を積極的にPRし、より多くの方に旭区を知ってもらうことを目的に、「あさひ、だいすき♪旭区検定」実行委員会（以下「実行委員会」という。）を開催するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次の事項について、意見交換を行う。

- (1) 「あさひ、だいすき♪旭区検定」事業（以下「事業」という。）の企画に関すること。
- (2) 事業の実施に関すること。
- (3) 事業の広報に関すること。
- (4) 関連事業の実施の支援に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、委員長1名、副委員長1名、及び委員で組織する。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 3 委員は、公募により選考し、委員長が任命する。

(委員の職務)

第4条 委員は、本要綱に定める事務を処理する。

- 2 委員長は、実行委員会を代表し、事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものに実行委員会への出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長の任期は、1年間とする。

- 2 委員の任期は本人からの申出がない限り、1年ごとに自動更新するものとする。

(庶務)

第7条 実行委員会の庶務は、旭区役所において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。